

10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(1) 男女平等を推進する教育・学習</p>	<p>ア 初等中等教育の充実</p> <p>○ 学校教育全体を通じた指導の充実等</p> <p>① 学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、多くの先人達の努力により男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。また、思いやりと自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導。(文部科学省)</p>	<p>○ 引き続き、学習指導要領に基づき推進予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。</p> <p>③学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。また、PTAの会長への女性の登用の促進など、PTAにおける方針決定過程への女性の参画を進める。さらに、働く父親や母親が参加しやすい時間帯等にPTAの活動を開催することを進める。</p> <p>○家庭科教育の充実</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○「食育推進プラン」の充実 平成18年3月に政府において決定された「食育推進基本計画」等を踏まえ、栄養教諭が中心となり、学校、家庭、地域が連携しつつ、子どもに望ましい食習慣や食の自己管理能力などを身に付けさせることができるよう、学校における食育を推進。(文部科学省 平成17年度～)</p> <p>○PTAの全国大会等を通じ、地域の様々な人材がPTA活動に参加することの重要性を周知。(文部科学省)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>④家庭科教育については、男女共同参画社会を推進する観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させることなどとしており、その趣旨の普及・徹底に努める。</p> <p>イ 高等教育の充実</p> <p>○高等教育機関における男女共同参画の推進</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 学習指導要領においては、高等学校家庭科では、家族・家庭の意義や社会とのかかわりについて学習する際に、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について指導。(文部科学省)</p>	<p>○ 引き続き、学習指導要領に基づき推進予定。(文部科学省)</p>
	<p>①高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう努めるとともに、様々な学問分野への女性の参画を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループが行った、国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえ、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>
	<p>③国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。また、公私立大学等についても女性教員の割合向上等につき協力を要請する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成18年1月24日に開催された『平成17年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学における多様な人材の採用等について」の資料を配布・周知。(文部科学省)</p> <p>○ 2000年5月に報告書を策定して以来、2001年(7.6%)、2003年(8.0%)、2005年(9.3%)に国立大学法人へ調査を行っており、女性教員の割合は向上。2007年に行った第4回調査結果については、年度内までにまとまる予定。(文部科学省)(1(3)⑦に前掲)</p>	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○奨学金制度の充実</p> <p>④自立の意識を醸成していくため、学生が、親の金銭的援助に過度に依存することなく、自立して学ぶことができるよう、奨学金制度の充実を図る。</p> <p>ウ 社会教育の推進</p> <p>○男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <p>①男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業 ・教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済的状況によって修学の機会が奪われないよう、奨学金事業による支援を実施。 平成18年度 ・貸与人員 109.2万人 (対前年度比5.7万人増)(文部科学省)</p> <p>○家庭教育支援総合推進事業を実施(文部科学省)(5.(2)アに前掲)</p>	<p>○引き続き充実を図っていく予定。</p> <p>平成19年度 ・貸与人員114.3万人 (対前年度比5.2万人増) (文部科学省)</p> <p>○「地域における家庭教育支援基盤形成事業」を実施予定。(文部科学省 平成20年度～)(5(2)21に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。</p> <p>○男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <p>②社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的な男女の役割分担にとらわれない意識を醸成する学習機会の提供を推進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、「キャリア形成支援事業」として、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策等について調査研究を行い、その成果を普及。(文部科学省平成16年度～18年度)(1(3)①に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催(文部科学省 18年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において「男女共同参画に関する統計の調査研究」を実施し、研修にて広範に活用することで、研究成果の還元を図る。(文部科学省 18年度～)</p>	<p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>エ 教育関係者の意識啓発</p> <p>○教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p> <p>①男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館において「家庭教育・次世代育成支援のためのプログラムに関する調査研究」を行い、他機関・施設で実施されてきた研修・学習プログラムを収集・分析し、新たな支援プログラムを開発。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラムを開発し、社会教育施設等に普及する。(平成19年度～)</p> <p>○都道府県・政令指定都市教育委員会の学校教育主管課等関係部局に対し、「社会的性別」に係る内閣府の事務連絡や関連する資料をつけた事務連絡を送付し、関係者に周知。(文部科学省)</p> <p>○各種会議において、ジェンダーについての考え方を説明し、教育現場への徹底を要請。(文部科学省)</p>	<p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き各種会議等の機会を通じ男女共同参画に対する正確な理解を促進。(文部科学省)</p> <p>○引き続き各種会議等の機会を通じ男女共同参画に対する正確な理解を促進。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学長・学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する研修等の取組を促進する。</p> <p>③青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。</p> <p>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 教員養成課程においては、教員を志望する者に対し、従来より日本国憲法の履修を義務づけており、この中で基本的人権についての認識を深めさせるとともに、各大学の判断により「総合演習」等の教職科目においても男女共同参画等の人権教育について分析及び検討等を中心に自らの理解を深めさせるような科目を設置。また、独立行政法人教員研修センターで実施している各地域の中核となる教員等に対する研修において、人権教育を内容に含めるなど、理解促進に努めているところ。(文部科学省)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設職員等を対象とした「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催。(文部科学省 18年度～)</p> <p>○ 都道府県・政令指定都市教育委員会の社会教育主管課等関係部局に対し、「社会的性別」に係る内閣府の事務連絡や関連する資料をつけた事務連絡を送付し、関係者に周知。(文部科学省)</p> <p>○ 各種会議において、ジェンダーについての考え方を説明し、教育現場への徹底を要請。(文部科学省)(10(1)エ①前掲)</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ ひき続き各種会議等の機会を通じ男女共同参画に対する正確な理解を促進。(文部科学省)</p> <p>○ ひき続き各種会議等の機会を通じ男女共同参画に対する正確な理解を促進。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>実</p> <p>○高等教育機関及び社会教育の場における調査・研究等の充実</p> <p>①高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。</p> <p>②男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する研究の成果を女性教育施策</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について調査を実施し、データベースを作成・公開し、その成果を普及(文部科学省 平成13年度～)</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成16年度～18年度)(1(3)①に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>や社会教育の場におけるプログラム開発などへ幅広く活用し、社会への還元を促進する。</p> <p>③社会教育の場においても、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、関連する講座を開設するなど、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実に努める。</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラムを開発し、社会教育施設等に普及する(文部科学省 平成19年度～10(1)ウ②に前掲)</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成16年度～18年度)(1(3)①に前掲)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラムを開発し、社会教育施設等に普及する(文部科学省 平成19年度～)(10(1)ウ②、オ②に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>④独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、及び社会教育施設と連携を図りつつ事業を展開する。これにより男女共同参画社会の形成に資する研究の成果の全国的な還元を図る。</p> <p>○日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催(文部科学省 平成18年度～)(10(1)ウ②に前掲)</p> <p>○男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及について、「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」等の成果を活用し、女性関連施設職員を対象とした「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○「男女共同参画に関する統計の調査研究」を実施し、館内で行われる研修にて広範に活用することで、研究成果を還元。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について調査を実施し、データベースを作成・公開し、その成果を普及。(文部科学省 平成13年度～)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑤日本学術会議においては、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進する。</p>	内閣府	<p>○ 日本学術会議「学術とジェンダー委員会」において、対外報告「提言：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」(平成18年11月)を公表した。また、男女共同参画に資する学術についての、多角的な視点からの審議を継続的に行うため、「社会学委員会ジェンダー学分科会」を設置し、審議。(内閣府)</p>	<p>○ シンポジウム「人口とジェンダー：少子化対策は可能か」(仮題)開催予定(平成20年1月)(内閣府)</p>
<p>(2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実</p>	<p>ア 生涯学習の推進</p> <p>○リカレント教育の推進</p> <p>①子育てと仕事の両立のためにも、学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。</p>	文部科学省	<p>○ 各大学における社会人の学ぶ機会を増加させるため、各種機会を通じて各大学の自主的な取組を促進。(文部科学省)</p> <p>○ 社会人特別選抜 大学483校(H18)大学院358校(H17) 昼夜開講制 大学60校(H18)大学院292校(H17) 夜間大学院 大学院28校(H18) 公開講座 大学715校(H17)</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○放送大学の整備等</p> <p>②放送大学や放送大学大学院をはじめ時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。</p> <p>③単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。</p> <p>○学校施設の開放促進等</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○放送大学では、国民の多様化するニーズに対応した学習機会を提供。1985年度の学生受入れ開始以来、これまで学んだ学生は104万8,125名に上り、4万7,936名の卒業生及び1,610名の修了生を輩出。(文部科学省)</p> <p>通信教育を行う大学・大学院数(出典:学校基本調査)</p> <p>平成17年度 大学:34校 大学院:18校 平成18年度 大学:35校 大学院:18校 平成19年度 大学:39校 大学院:22校</p> <p>○教員や看護師の関連免許取得等に対する支援や、一定の科目を学んだ学生に対し学位以外の履修証明を与える科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)を創設。(文部科学省)</p> <p>○関係会議等において単位制高等学校の意義・理念を周知するなど、単位制高等学校の設置促進を図っており、年々増加。</p> <p>単位制高等学校の設置数</p> <p>平成18年度 738校 平成17年度 679校</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>④地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の生涯学習活動等を実施するための場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。</p> <p>○青少年の体験活動等の充実</p> <p>⑤男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する取組を実施(文部科学省平成16年度～) H17:約 8,000カ所 H18:約 8,300カ所</p> <p>○ 放課後や週末における子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を開始。(文部科学省 平成19年度～)(5(2)ア⑱に前掲)</p> <p>○ 学校における様々な体験活動を推進するため、「豊かな体験活動推進事業」を実施(文部科学省 平成14年度～)</p> <p>○ 「地域ボランティア活動推進事業」を実施し、地域におけるボランティア活動を支援。(文部科学省 平成17年度～18年度)</p> <p>○ 「ボランティア活動広報啓発・普及事業」を実施(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○ 青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性を育む自然体験や社会体験など</p>	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p data-bbox="374 459 595 517">○民間教育事業との連携</p> <p data-bbox="374 644 595 1005">⑥民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。</p> <p data-bbox="374 1106 595 1222">○高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進</p> <p data-bbox="374 1289 595 1375">⑦学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成す</p>	<p data-bbox="609 644 721 702">文部科学省</p> <p data-bbox="609 1289 721 1347">文部科学省</p>	<p data-bbox="766 277 1375 331">体験活動の充実を図る「青少年の意欲向上・自立支援事業」を実施。(平成19年度)</p> <p data-bbox="734 644 1375 730">○ 広く国民一般に生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する「生涯学習フェスティバル」を開催(文部科学省 平成元年度～)</p> <p data-bbox="734 1289 1375 1375">○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学</p>	<p data-bbox="1397 644 1787 670">○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p data-bbox="1397 1289 1787 1315">○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>るための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。</p> <p>○現代的課題に関する学習機会の充実</p> <p>⑧政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習</p>	<p>文部科学省</p>	<p>習活動を充実すること、また、中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」こととしている。(文部科学省 平成14年度～)(9(1)ウ②に前掲)</p> <p>○ 教育用コンテンツの活用・促進事業の実施(文部科学省 平成15年度～)</p> <p>○ 地域における教育情報発信・活用促進事業(文部科学省 平成17年度～19年度) 【エルネット(教育情報衛星通信ネットワーク)を活用して配信された、地域において開発された学習コンテンツ数平成17年度:264 平成18年度:191、インターネットを活用して配信された、地域において開発された学習コンテンツ数 平成18年度:35)</p> <p>○ 社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施。平成17年度は、30地域に委託し、18年度は、13地域において実施。(文部科学省 平成16年度～18年度)</p>	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。</p> <p>○学習成果の適切な評価</p> <p>⑨様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。</p> <p>イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実</p> <p>○女性のチャレンジを支援するための学習機会の提供</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 専修学校専門課程のうち2年以上の学修によって単位を認定する制度を設けている大学:平成17年度172大学(約25%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成17年度)」より)</p> <p>○ 専修学校専門課程のうち2年以上のものでの学修を入学前の既修得単位として認定する制度を設けている大学:平成17年度231大学(33%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成17年度)」より)</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>①女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設職員等を対象として「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催。(文部科学省 平成18年度～)(10(1)オ②に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>
	<p>②結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成18年度～)(10(2)イ①に前掲)</p> <p>○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～)(10.(2)イ①に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>③高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。</p> <p>○女性の生涯にわたる学習機会の充実</p> <p>④女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設職員等を対象として「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催。(文部科学省 平成18年度～)(10(1)オ②に前掲)</p> <p>○平成18年1月24日に開催された『平成17年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学における多様な人材の採用等について」の資料を配布・周知。(文部科学省)(10.(1)エ②に前掲)</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、キャリア形成支援事業の委託等を行うことにより、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策について調査研究を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成16年度～18年度)(1(3)①に前掲)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラムを開発し、社会教育施設等に普及する(文部科学省 平成19年度～10(1)ウ②、オ②、③に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○女性の能力開発の促進</p> <p>⑤職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。</p> <p>○女性の学習グループの支援</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催。(文部科学省 平成18年度～)(10(1)オ②に前掲)</p> <p>○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～)(10.(2)イ、②に前掲)</p> <p>○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業」における「女性の再チャレンジ支援プログラム」等において、子育て等により就業を中断した女性等に対し、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果を普及。(文部科学省 平成18年度～)(10(2)イ①に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑥女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館において、女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催。(文部科学省 平成18年度)(10(1)オ②に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、全国の行政関係者・研究者・団体等が一堂に会し、相互の情報交換・ネットワーク形成を支援する交流事業、「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」を開催。(文部科学省 平成18年度～)(10(1)オ②に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)①に前掲)</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>
	<p>⑦独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等(文部科学省) 国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、内外の関係機関・団体等とのネットワークの拡大を図り、国立女性教育会館が真に担うべき事業に重点化し、事業を実施(文部科学</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。</p> <p>ウ 進路・就職指導の充実</p> <p>○進路指導の充実</p> <p>①高等教育機関において、四年制大学、短期大学、専門</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性関連施設や女性団体等の基幹的指導者を対象に、「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催(18年度～) 10(1)ウ②、オ④、10(2)イ④、⑥ ・「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(17年度～)1(3)①、⑤、10(2)イ⑥ ・公私立の女性関連施設相談業務担当者に対する「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」(18年度～)を開催 ・内閣府からの受託事業として「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を開催(17年度～) ・17年度～18年度に「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施し、その結果に基づき19年度から教材および啓発プログラムの開発を開始。(17年度～) 7(5)エ① ・開発途上国等女性行政・教育担当者、NGOのリーダーを対象に「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」を開催(18年度～) ・「女性アーカイブセンター機能に関する調査研究」の成果に基づき、女性関係資料・史料の収集・整理を開始(17年度～) <p>○小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための組織的、系統的な指導内容・指導方法等の開発を調査研究内容とした「新キャリア教育プラン推進事業」を実</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>学校等への進学率や専攻分野における男女の偏りが見られ、また、大学院においても同様の偏りが見られることを踏まえ、小・中・高校段階から、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開することが重要である。このため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人一人に高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターシップなどの体験活動を推進する。</p>		<p>施(平成16年度～平成18年度)(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度より、中学校を中心に5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として取組むとともに、地域の協力体制を構築する「キャリア教育実践プロジェクト」を実施(文部科学省) ○ 平成19年度より、高等学校、特に普通科におけるキャリア教育を充実するため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を実施(文部科学省) ○ 就職や進学を考えている高校生向けに「私の仕事・未来形」リーフレットを作成・配布(厚生労働省) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き実施予定。(文部科学省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省) ○ 委託事業で開設するポジティブ・アクションに関するサイト上に女子学生向けの情報を掲載(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○職業意識の醸成、意識啓発の実施</p> <p>②男子向け・女子向けとされる職種にとられることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人一人が主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ インターンシップの普及・促進のため、平成12年度よりインターンシップ推進フォーラムを開催。(文部科学省)</p> <p>○ 大学等におけるインターンシップ実施状況(文部科学省) 大学447校(62.5%)、42,454人 短期大学157校(37.8%)、4,307人 高等専門学校60校(95.2%)、7,463人</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成することなどにより、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実を図る。(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラムを開発し、社会教育施設等に普及する(文部科学省 平成19年度～)(10(1)ウ②、オ②、③、10(2)イ④に前掲)</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>③女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、本人及び親、教員等を対象とする女性のロールモデル等の情報提供や啓発等のチャレンジ支援を推進する。</p>	<p>内閣府、文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省 ～平成18年度)(3(1)ア⑥に前掲) ○ 企業の人事・面接担当者等を対象に選考ルールブックを作成(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲) ○ 募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲) ○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～)(3(1)ア⑦に前掲) ○ 女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲) ○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成することなどにより、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実を図る。(文部科学省 平成18年度)10(2)ウ②に前掲 ○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託事業で開設するポジティブ・アクションに関するサイト上に、女子学生向けの情報を掲載。(厚生労働省) ○ 引き続き実施予定(内閣府) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○就職指導の充実</p> <p>④大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。例えば、教育課程の中でキャリア教育のための教育プログラムを作成すること等、各大学において学生の職業意識の醸成に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。また、各大学において就職指導に関する取組の充実を図る。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>な普及啓発資料を作成する。(文部科学省 平成19年度～)3(1)ア⑦、3(4)①に前掲</p> <p>○ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(平成19年度予算額:5088百万円の内数)(文部科学省) 社会的要請の強い政策課題に対応し公募テーマを設定、優れたインターンシップ・キャリア教育等の取組を実施する大学等を支援。 テーマ「人材交流による産学連携教育」 平成17年度 申請49件、選定8件 テーマ「実践的総合キャリア教育の推進」 平成18年度 申請176件、選定33件 平成19年度 申請153件、選定30件</p> <p>○ 社会的要請の強い政策課題に対応し公募テーマを設定、優れたインターンシップ・キャリア教育等の取組を実施する大学等を支援。(文部科学省)</p> <p>○ 大学等におけるインターンシップ実施状況(文部科学省) 大学447校(62.5%)、42,454人 短期大学157校(37.8%)、4,307人 高等専門学校60校(95.2%)、7,463人</p> <p>○ 女子学生を含む学生に対する就職支援として「全国就職指導ガイダンス」を開催。(文部科学省)</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 各大学において学生の職業意識の醸成に関する取組を促すとともに、インターンシップ等キャリア教育の更なる普及促進。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑤大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。</p> <p>⑥学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 大学等におけるインターンシップ実施状況(文部科学省) 大学447校(62.5%)、42,454人 短期大学157校(37.8%)、4,307人 高等専門学校60校(95.2%)、7,463人</p> <p>○ 関係会議などで、大学等に対して、学生に対する就職指導の際、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った配慮を行うよう要請。(文部科学省)</p> <p>○ 女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省 ～平成18年度)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○ 企業の人事・面接担当者等を対象に選考ルールブックを作成(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○ 募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○ 関係会議などに出席する大学等に対して、学生への就職指導に当たっては、ハローワークなどの外部関係機関と連携を図るよう要請。(文部科学省)</p>	<p>○ 委託事業で開設するポジティブ・アクションに関するサイト上に、女子学生向けの情報を掲載。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>○各経済団体等への協力要請</p> <p>⑦大学において専門教育の修得が、男女ともに学生にとって多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対し、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育へ十分配慮するよう要請する。</p> <p>⑧女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 学生職業センター等において、大学生等に対し、求人情報の提供、職業指導、職業相談等の就職支援を実施(厚生労働省)</p> <p>学生職業センター等来所者数</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" data-bbox="768 456 1294 531"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来所者数</td> <td>564,922</td> <td>600,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成19年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、実質的な就職・採用活動の開始時期や内定時期について、大学教育へ十分配慮するよう、企業側に要請。(文部科学省)</p> <p>○ 文部科学省高等教育局長からの依頼を受け、厚生労働省職業安定局長名により、「平成19年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取り扱いについて」を通知(厚生労働省 平成18年11月)</p> <p>○ 経済団体等に対し、女子生徒が男子生徒と実質的に均等な機会が与えられるよう格別の配慮を要請。(文部科学省)</p>		17年度	18年度	来所者数	564,922	600,428	<p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き要請予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き配慮を要請予定(文部科学省)</p>
	17年度	18年度								
来所者数	564,922	600,428								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	保について引き続き要請を行う。		<p>平成19年3月末高等学校卒業者の就職率:93.9% (男子:95.7% 女子:91.4%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、女子学生に対する均等な就職機会の確保について企業側に要請。(文部科学省)(再掲) ○ 文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長連名により、「平成20年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始日等並びに文書募集開始時期等について」を通知(文部科学省、厚生労働省 平成19年3月) ○ 女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省 ~平成18年度)(3(1)ア⑥に前掲) ○ 企業の人事・面接担当者等を対象に選考ルールブックを作成(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲) ○ 募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ア⑥に前掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き要請予定。(文部科学省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省) ○ 委託事業で開設するポジティブ・アクションに関するサイト上に、女子学生向けの情報を掲載。(厚生労働省)